

無 料

オンライン相談可

令和3年度
松山市障がい福祉職員処遇改善支援事業

障害福祉サービス事業所対象 福祉・介護職員処遇改善加算 新規取得・ランクアップ個別相談のご案内

規程等
CD
無料進呈

《社会保険労務士が訪問またはオンラインで対応》

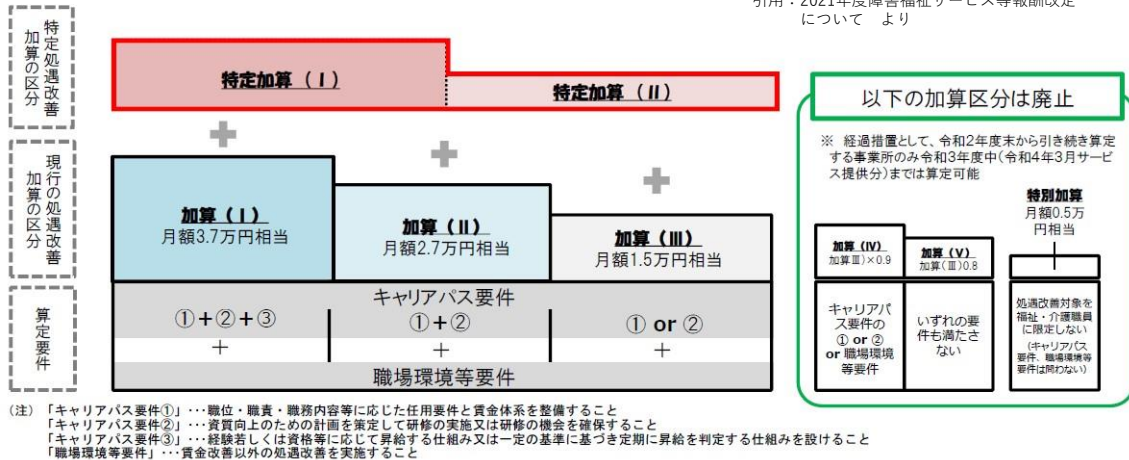
- 処遇改善加算の専門家（社会保険労務士など）が、ご都合の良い日時に貴事業所へ直接お問い合わせ又はオンラインにて、手続きや書類の書き方等について分かりやすくアドバイスします。
- 処遇改善加算Ⅳ、Ⅴ・処遇改善特別加算 廃止決定（ランクアップ要検討）

対象事業所	相談回数・時間	相談期間	費用
処遇加算未届け、 またはⅣ、Ⅴ、特別加算を算定 している事業所	原則2回・2時間	令和3年6月23日～ 令和4年2月28日	無 料

相談内容の例

- ①職場等環境要件の内容
- ②新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
- ③算定要件を満たす方法
- ④キャリアパスの策定
- ⑤昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法
- ⑥特定加算の配分方法について
- ⑦就業規則・賃金規程の改定
- ⑧保管すべき書類と議事録について など

引用：2021年度障害福祉サービス等報酬改定
について より



《よくあるご質問例》

Q.職員の中に経験10年の介護福祉士等がいないと、特定加算は取れない？

A.10年の介護福祉士等がいなくても、従来の処遇改善加算の対象となる障害福祉サービス事業者であれば特定加算の算定は可能です（特定加算の算定要件を満たす必要あり）。

Q.計画書の締切りに間に合わなかったのだが、来年度まで算定できない？

A.処遇改善加算及び特定加算は、年度の途中でも算定可能です。その場合提出月の2か月後から算定対象月となります。

Q.定期に昇給する仕組み（キャリアパス要件Ⅲ）を導入するのは負担が大きく難しい。

A.キャリアパス要件Ⅲで求められる昇給の仕組みは、「経験」「評価」によるものの他、「資格等の取得」に応じて昇給する仕組みがあり、3つのいずれか、あるいは複数の基準を導入することで要件を満たすことができます（あわせて、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知することが必要）。

【お問合せ先】 公益財団法人 介護労働安定センター 愛媛支部
〒790-0001 松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階
TEL 089-921-1461 【担当： 木藤・渡邊・在間】

FAX 089-921-1477

(公財)介護労働安定センター 愛媛支部

令和3年度 障がい福祉職員処遇改善支援事業 個別訪問相談支援申込書(無料)

現在の処遇改善加算・特別加算の算定状況	未届け , IV , V , 特別加算		
事業所(注)			
管理者名等			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	@		
相談者氏名		役職	

(注)次の加算算定非対象サービスを除く

就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

①職場等環境要件の内容
②新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
③算定要件を満たす方法
④キャリアパスの策定
⑤昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法
⑥特定加算の配分方法について
⑦就業規則・賃金規程の改定
⑧保管すべき書類と議事録について

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 ()	時 分～	時 分
第2希望	令和 年 月 日 ()	時 分～	時 分

▼相談方法 (希望に○)

1. 貴事業所へ専門家が訪問する	2. 当センターにお越しいただく
3. ZOOM等、オンラインで相談する（後日当センターの職員が接続方法等についてお知らせします）	
4. その他（場所	）